

## 現代倫理学における規範の問題

本学専任講師 池上哲司

倫理がそもそも問題とされるのは、なんらかの葛藤状況においてであると言えよう。つまり、ある規範と別の規範との衝突の内面で人間主体が主体たらんとして辛うじて、かつその命運をかけて問う問い、それが倫理的問いである。この問いが発せられることによってすでに、これまでの規範が有効でありえないことが宣せられていく。と同時に、それらこれまでの規範とは別の、それらをも包摂しようような規範がここでは求められている。したがって倫理的問いはどこまでも規範をめぐっての問いであると考えられるのである。

しかし、この問いはまた主体が主体たらんとして問う問いでもあった。つまり、これまで以上にすぐれた規範が見つければ、確立されればそれでよいというわけではない。問題なのはそれらの規範に依りつつ自己がどのように生きるかということである。問うということ自体問う者をその問いへと捲き込むものであるが、倫理的問いにあつてはすぐれてそうなのである。換言すれば、倫理的問いはそれを問う者を抜きにしては考えられない。

かくして倫理的問いはそれ自体の内に相異った二つの方向性をもつこととなる。一つは右に述べた主体としての自己にとつての切実さという固有性への方向である。他の方向性とは、その問い

が規範に関わるという点に存する。規範はそれが規範である限り、自己以外の他の人々にも妥当するものでなければならぬ。この点において倫理的問いは普遍的なものへの、いやすくなくとも私以外の他の人々にも妥当するものへの方向をもたざるをえないのである。

では、このような問いを問う倫理学にはどのような困難が課せられることになるのだろうか。この点について考える前に我々は我々人間の自己中心性ということを確認しておく必要がある。なぜならば、我々の自己中心性ということに欠いては、「この状況において私はなにをすべきか」との倫理的問いそれ自体が不可能になるからである。ここで我々が自己中心性と呼んでいるのは普通考えられているような我々の否定ざるべき在り方としてのそれではない。我々がそれぞれ一人の人間として他の者から区別されてあるという、まさにその点において我々の自己は成立しているものであり、この他ならぬ私としての自己を生きる限り我々が不可避的にとらざるをえない在り方を自己中心性と呼んでいるのである。したがってここで言う自己中心性とは我々本来の在り方であり、その在り方を忘れるとき我々は普通言われる自己中心性に陥るのである。そして我々はきわめて容易にいや進んで、我々の自己中心的在り方を忘れ、また忘れてしまうのである。ここから倫理学の規範をめぐるアポリアも生じることになる。

倫理学が規範を探究し、それを提示しようとするものである限り、倫理学は常に一つの危険に曝されていると言える。その危険とは、倫理学というものを通して己一人を正しい者、善き者とする独善の危険である。つまり元来我々が自己中心的な在り方をしていることが忘れ、あるいは無視されて、規範を与えようとする

ということが己に規範を与える資格があることと思われ、倫理学にあって我々は、自己中心的在り方をしているにも拘らず、お他の者にも妥当する規範を提示するいや提示しようとせざるをえないというのが本来の姿のはずである。しかしまさにこの倫理的問いの切実さを生み出している「他ならぬ私」という自己中心性がある。ここで我々は、問いを成立させるものが問いを破壊するといった倫理学最大のアポリアに直面することになる。

では、倫理学は規範を提示することを断念すべきなのであろうか。規範を提示することをやめ、どのようなことが世間では「善し」とされ、「正しい」とされているかを記述し、それらの間になんらかの斉合性、連関を見出すことを倫理学の役目とすべきなのであろうか。もしそうであるとすれば、倫理学は現状を無条件に肯定することになり傍観者の立場を採ることになる。すなわち、倫理学を倫理的問いの発生という地点から把握することは放棄されてしまう。したがって我々は倫理学の概念を変更せざるをえなくなるのである。

以上から明らかのように、倫理学は規範を提示するにせよしないにせよ、困難な問題を己に引き受けざるをえない。倫理学それ自体にまつわるこの困難さが現代の倫理学にあってはどのような形をとって現れているかを以下見てみることにしよう。

## 二

周知の如くD・ヒュームは事実 (is) から当為 (ought) が言えないことを主張したが、G・E・ムーアによってヒュームとは逆

の意図の下にこのことが主張され、現代倫理学への一歩がそこにされる。ムーアは善は直覚によって知られ、他のものによって定義できないとし、善を事実に観念 (例えれば効用、快樂) から説明することを自然主義的誤謬 (naturalistic fallacy) と呼ぶ。また一方で形而上学的観念 (例えれば神の意志への服従) から善を説明することも、F・カウルバッハの言葉を用いれば、超自然主義的誤謬として退ける。これらのことをムーアは善 (good) という言葉の使われ方を詳細に分析することで明らかにした。ここで用いられた言語分析の手法と論理実証主義とが結合した所に現代の分析倫理学が生れてきたのである。

論理実証主義の旗頭たるA・エイヤーはムーアの主張を受け入れつつ、それを逆手にとる。「Xは善い」という命題が私的な直覚の表現であるとしたなら、この命題は認知的要求をすることができないとエイヤーは考える。なぜならば、認知的陳述であればそれは観察と知覚によって真か偽かが決定されるからである。したがって「Xは善い」という命題の意味は客観的に確認されるものでなく、それを述べる人の主観的感情に依存させられてしま

う。こうして倫理学の対象は規範を提示することではなく、「善い」、「正しい」といった道徳的言語がどのように使用されているかを記述し分類することに局限される。矢張我々は倫理学の概念を変更せざるをえないのであろうか。しかし規範を提示しないということ自体が、その内に生きている世界への我々の一つの関わり方であると考えられる。したがって、どのような行為であれそこに規範への関係を欠くということは不可能であろう。この点に関しては後に述べるとして、分析倫理学それ自体の内から規範的なものが問題にされざるをえなくなるといった事情についてここでは

述べることにしよう。

R・M・ヘアーは命題に二つの部分、フラスティック(叙述部分)とニュースティック(態度部分)とを認める。フラスティックとは客観的記述の部分にあたり、ニュースティックは言語として表現された姿勢決定にあたる。一つの命題はそこに記述されている事柄を伝えると同時に、この命題を私は主張しているのだということが伝えられるのである。さらにヘアーによれば道徳的—命令法的命題(例えば「この動物をいじめるな」)にはある合理性が認められる。その合理性とは普遍化可能性(universalizability)つまり先の命題は普遍的な命題(あらゆる生命に長敬の念をもて)の特殊化とみなせるということである。ここにおいてすでに規範の問題が現れてきていることは明らかであろう。

こうして言語分析的倫理学——もともとその道徳的中立性を標榜していた——そのもの内から、規範的なものへの関わりが取り沙汰されることになったのである。こうした英米を中心とした動きと対応して、大陸特にドイツでの解釈学をめぐる論争に絡んで規範の問題、特にその基礎付け(Begründung)の問題が論じられるようになっていく。例えばそれは、カントの影響の色濃いH・クリングス、あるいはL・ヴィトゲンシュタインの発想を受け継いだK・O・アーベルらの規範の超越論哲学的基礎付け(transzendentalphilosophische Normenbegründungen)である。カントが認識の可能性の制約を問うたように、ここではある規範が規範として基礎付けられるための制約という点、いわば言語が特にコミュニケーションという問題領域から探究されている。またこの他に構成主義(Konstruktivismus)の立場からも規範について多くの論文が書かれている。

それらについて論じることは他日を期すとして、これまで現代倫理学の歩みをきわめて大雑把に見た限りでも、一において述べた倫理学そのものに含まれる規範をめぐる困難さが見てとれよう。つまりそれは、倫理学は規範に関わらざるをえない(これは分析倫理学によって逆説的に示された)が、同時にその規範が規範として基礎付けられるにあたっては必ず相互主観性とも言うべきものが要請されざるをえない(超越論的基礎付けにあってコミュニケーションが問題となるのはまさにこの点に深く関連している)という、倫理的問いの二方向性に対応するものである。しかし我々が倫理的問いを発するに至る根本の原因と考えられる、我々の本来の在り方としての自己中心性ということは、果して現在の規範論議の内で解決されるのであろうか。この点について以下考えることとした。

### 三

アーベルやハーバーマスは規範の超越論的基礎付けとして理想的コミュニケーションなるものを考える。確かに倫理的規範をめぐっての言説がなされるためには、それが前提とされていなくてはならない。しかし、いくらイデアールなものであるとしてもそれが現実性を欠くものであるならば、我々にはそのような前提によって倫理的な問いに十分答えようとはどうしても思われない。これに対して、倫理学は具体的に何をなすべきかに答えるものではなく、実践的言説のあるべき「形式」に関わるものであり、規範の基礎付けとはまさにその点を指すものであるとの反論がなされるかも知れない。だが倫理的な問いの切実さによって我々は倫理学に向かうのであり、この切実さという現実性は決して倫理

学にとって偶然的なものではなく、倫理学を成立させる本質的なものはずである。そしてこの切実さとは我々の自己中心的在り方の端的な現れであった。したがって倫理学が形式に関わるものであるとしても、その形式は単に実践的命題にのみ関わるだけでなく、当然その命題、言説を言表する主体たる我々人間存在の在り方にも関わるべきものであろう。

しかしもしそうであるとするならば、我々は倫理学にカントの求めたような普遍妥当性を求めることはできず、相対主義に陥ることになるのではなからうか。残念ながら我々はそれを認めねばならないであろう。しかし相対主義を主張するものではない。理想的コミュニケーションに規範の基礎付けを求める立場であっても、そこへの不断の遡行が指示される限り現実の規範は相対的なものに留まらざるをえない。ここで重要なのは不断の遡行であって相対主義を主張することではない。我々の立場もこの点と同じである。なぜならば我々の考えでは、倫理学は様々な現実規範が規範としてその資格を持ちうるものかどうかを批判吟味するものだからである。ただ違うのは、倫理学が規範の妥当性のみに関わるものとは考えず、倫理学を倫理的問いの発生の現場にまで立ち戻って考えようとする点である。したがって相対主義とは全く逆の地点を目指すこととなる。すなわち、現実の規範が相対的であることは我々が葛藤状況にあることによって嫌という程知らされているにも拘らず、我々はなお敢て普遍的な規範を求めざるをえないという所に倫理学の可能性いや必然性があると考えられるのである。

この点において我々は、現代においてもカント哲学がもつその

重要性を認識せざるをえないのである。というのは、一般的倫理的形式主義と呼ばれる彼の学説の内に、実は最も激しい倫理的な切実さが充填されていたと思われるからである。いやそれだけでなく、人間の在り方そのものを視野におさめながら——傾向性、幸福、自己愛への鋭い洞察を思い出してみればわかる——倫理学を探究して行くというその態度こそ我々は学ぶべきであると思われからである。

しかしカントの生きた時代と我々の生きる現代とは違う。カントにとって当然と考えられたことも現代にあっては当然と考えられない。流行の言葉を使うならパラダイムの違いと言うことができよう。倫理学が哲学として批判吟味をこととする限り、我々はカント他先人の学説を学びつつも独自の思索を展開すべきである。我々は以下不十分ながら、規範の問題についての我々自身の考え方の方向性ともいべきものを示しておきたい。

これまで述べてきたように、規範の基礎付けということのみが倫理学の仕事であるとは我々は考えない。むしろ逆に規範が規範としてどうしても求められざるをえないという点から出発して、つまり人間の自己中心的在り方そのものを認めた上で、そこから規範がありうるとしたらどのようなものでありうるかと問うことになる。したがって、規範が規範たりえないとき、我々が規範を乗り越えるとき、そのようなときの我々の在り方、換言すれば我々と世界との在り方が重要な意味をもってくると思われる。というのは、人間が止に止まれず普遍的規範を求めて無限に努力するという事実こそが倫理学の第一に関わるべきものと思われるからである。